

議案第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成24年7月25日

沖縄県教育委員会

教育長が「中学生いきいきサポート相談員設置規程」を臨時代理したことに
ついては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に
代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、
別紙のとおり承認する。

沖縄県教育委員会訓令

中学生いきいきサポート相談員設置規程

(設置)

第1条 中学生の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見並びに早期解決を図るため、教育事務所に中学生いきいきサポート相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生徒の不登校や問題行動等に関し、生徒の話し相手、悩み相談に関すること。
- (2) 生徒の不登校や問題行動等に関し、生徒の登校支援、学習支援に関すること。
- (3) 生徒の不登校や問題行動等に関し、所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

- 2 相談員の1日の勤務時間は6時間とする。
- 3 相談員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 義務教育課

1 件名

「中学生いきいきサポート相談員」設置規程

2 制定の経緯及び必要性

中学校における不登校や問題行動への適切な対応や未然防止を図るため、生徒指導体制の更なる充実を図る必要がある。

そのため、「中学生いきいきサポート事業」を展開し、生徒指導と教育相談等に関し、専門的な知識と経験を有する「中学生いきいきサポート相談員」を設置したい。

3 制定案の概要

中学生いきいきサポート相談員の業務内容は、中学校における不登校や問題行動の早期発見及び早期解決を図るため、次のような業務を行う。

- ①登校支援（家庭訪問、電話連絡等）
- ②地域、校外での怠学への対応
- ③学習支援・体験活動の指導、引率
- ④教育相談、進路相談
- ⑤学級復帰支援
- ⑥学級担任、学校職員との連携による非行の立ち直り支援、居場所づくり
- ⑦関係機関・団体との情報連携

4 根拠法令

地方公務員法

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則

5 関係各課との調整状況

総務私学課及び人事課と調整済